

(平成25年9月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 23 件

厚生年金関係 23 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7767

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に平成15年8月1日から16年2月末日まで所属していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年同月28日とされている。所持する15年8月から16年2月までの給与明細書からも厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が申立期間後に勤務した事業所に保管されていた「平成16年分給与所得の源泉徴収票」に記載された中途退職年月日により、申立人がA社に申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は平成15年8月1日、資格喪失日は16年2月28日と記録され、被保険者月数が6か月とされている。

しかしながら、申立人が保管している平成15年8月から16年3月までの給与支給明細書において、厚生年金保険料が7か月間控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成 16 年 2 月分給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る保険料を給与から控除していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案7768

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成9年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月31日から同年6月1日まで

申立期間について、A社に継続勤務していたが、事業所が資格喪失日を平成9年6月1日で届け出るところ、誤って同年5月31日で届出をってしまった。

平成9年5月の保険料も給与から控除されていたはずなので、資格喪失日を同年6月1日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社からの申立てにより、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（平成9年6月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年4月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「資格喪失日を誤って届出していた。」と回答している上、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を平成9年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月

の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（茨城）厚生年金 事案7769

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B病院）における資格喪失日に係る記録を昭和58年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月31日から同年9月1日まで

私は、A病院からC病院に転勤したが、その間も厚生年金保険料の控除はされていた。

しかし、昭和58年8月31日から同年9月1日までの期間が厚生年金保険被保険者期間とされていないので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B病院からの回答、複数の同僚の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A病院及び同病院の関連病院であるC病院に継続して勤務し（昭和58年9月1日にA病院からC病院に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA病院における昭和58年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所の担当者は、申立人の申立期間に係る事務の誤りを認めている上、事業主が資格喪失日を昭和59年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日とし

て届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 7774

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月1日から同年9月1日まで

私は、昭和42年4月1日にC社（現在は、A社）に入社し、平成12年3月31日に退社するまで継続して勤務していた。申立期間は、入社後のD工場での研修が終わり、E所に配属された時期であるが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、雇用保険の加入記録及びF組合に係る被保険者記録から、申立人は同社に継続して勤務し（昭和42年7月1日にC社D工場からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年9月のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事



業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 7775

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで  
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次のB社における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。  
同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から関連会社のB社に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が両社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社本社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 7776

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで  
厚生労働省の記録によると、A社における資格喪失日は昭和43年9月21日になっており、次のB社における資格取得日が同年10月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。  
同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が同時期にA社から関連会社のB社に転勤したとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が両社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社本社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散し、事業主からの回答を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（山梨）厚生年金 事案 7777

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月30日から同年4月1日まで

申立期間に、A社が分社化され、新たに設立されたB社に配属されたが、業務は継続して行っていたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年2月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（山梨）厚生年金 事案 7778

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月30日から同年4月1日まで  
申立期間当時には事業所の組織変更があっただけで、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和37年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年2月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7779

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間に係る標準賞与額については、28万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A会において、平成19年12月に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された申立人の申立期間に係る取引記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記の取引記録により推認できる厚生年金保険料控除額から、28万9,000円とすることが妥当である。



なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 7780

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格喪失日に係る記録を平成9年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月21日から9年1月1日まで  
申立期間当時にはA会において継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の上司の証言及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA会に継続して勤務し（平成9年1月1日に同会から同会B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会における平成8年11月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A会から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている資格喪失年月日が平成8年12月21日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 7781

### 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成10年1月5日、資格喪失日が19年1月1日とされ、当該期間のうち、18年12月31日から19年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月31日から19年1月1日まで

A社において、平成19年1月より時短定時社員になったことにより同年1月1日に被保険者資格を喪失すべきところ、18年12月31日と誤って届出がされた。同社は、年金記録の訂正の届出を行ったが、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は厚生年金保険の保険給付に反映されない記録となっている。事業所が保管する給与台帳により申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の年金記録を厚生年金保険の保険給付に反映されるよう訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は平成10年1月5日、同資格喪失日が19年1月1日とされ、当該期間のうち、18年12月31日から19年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間

とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された申立期間に係る給与台帳、タイムカード及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社に平成18年12月31日まで定時社員として勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7782

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月21日から同年4月5日まで

申立期間にA社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年3月21日に同社B工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年4月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 7783

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年9月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月3日から同年10月5日まで

申立期間にA社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主の供述により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年9月3日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和39年10月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7784

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成7年4月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、59万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月21日まで  
平成7年4月20日までA社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、A社に平成7年4月20日まで勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年3月31日）より後の同年5月2日に、申立人について、同年4月の随時改定の記録を取り消した上で、同年3月31日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、複数の同僚の記録について、申立人の喪失処理日である平成7年5月2日付けで遡及して標準報酬月額が訂正されている上、申立人と同様に、同年4月の随時改定記録を取り消した上で同年3月31日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日とする処理が行われていることが確認できる。

加えて、A社の登記簿謄本から、申立期間において同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成7年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した

旨の処理を行う合理的な理由は無く、資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の雇用保険の離職日の翌日である同年4月21日に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該喪失処理前のオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。



## 関東（茨城）厚生年金 事案 7785

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格取得日に係る記録を昭和57年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年8月31日から同年9月1日まで

B社及びA会に勤務した期間のうち、申立期間が被保険者期間となっていない。申立期間はA会に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立てに係るグループ事業所に継続して勤務し（昭和57年8月31日にB社からA会に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会における昭和57年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、厚生年金保険の記録における資格取得日が健康保険組合の記録における資格取得日と同日の昭和57年9月1日となっており、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合の双方が誤って同じ取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入

の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（長野）厚生年金 事案 7787

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで  
年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。昭和39年7月1日付けでB市の事業所からC区の事業所に転勤したが、当該期間も同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社（B市）から同社（C区）に異動した元同僚の供述及び当該同僚から提出された給料明細書から判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し（同社（B市）から同社（C区）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記同僚は、昭和39年7月1日付けでA社（B市）から同社（C区）に異動したとしているほか、当時の社会保険事務担当者は、転勤辞令は通常1日付けであったと供述していることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B市）における昭和39年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に倒産しており、元事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 39 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7791

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月26日から同年6月1日まで

B県C市にあったA社に、昭和51年3月から勤務し、同年7月に賞与をもらって退社した。同年4月及び同年5月分の給与支払明細書で厚生年金保険料が引かれているが、国の記録では同年4月しか厚生年金保険に加入していない。調査して記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る給与支払明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支払明細書の保険料控除額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行したとしているが、事業主が保存している、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、資格喪失日は昭和51年4月26日であることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間①は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされており、申立期間②は年金額の計算の基礎となる標準賞与額が訂正前の41万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は50万円、申立期間②は71万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②の訂正前の標準賞与額（41万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月18日  
② 平成20年6月28日

事業主が申立期間の賞与の届出を失念していたため、平成25年3月に訂正の届出を行ったと聞いている。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年分及び20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は申立期間①は50万円、申立期間②は71万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間①は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされており、申立期間②は年金額の計算の基礎となる標準賞与額が訂正前の31万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は30万円、申立期間②は60万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②の訂正前の標準賞与額（31万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月18日  
② 平成20年6月28日

事業主が申立期間の賞与の届出を失念していたため、平成25年3月に訂正の届出を行ったと聞いている。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年分及び20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は申立期間①は30万円、申立期間②は60万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、



社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間①は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされており、申立期間②は年金額の計算の基礎となる標準賞与額が訂正前の27万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は30万円、申立期間②は32万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②の訂正前の標準賞与額（27万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月18日  
② 平成20年6月28日

事業主が申立期間の賞与の届出を失念していたため、平成25年3月に訂正の届出を行ったと聞いている。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年分及び20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は申立期間①は30万円、申立期間②は32万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間①は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされており、申立期間②は年金額の計算の基礎となる標準賞与額が訂正前の44万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は50万円、申立期間②は78万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②の訂正前の標準賞与額（44万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月18日  
② 平成20年6月28日

事業主が申立期間の賞与の届出を失念していたため、平成25年3月に訂正の届出を行ったと聞いている。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年分及び20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は申立期間①は50万円、申立期間②は78万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立期間①は年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされており、申立期間②は年金額の計算の基礎となる標準賞与額が訂正前の35万円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は42万円、申立期間②は70万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②の訂正前の標準賞与額（35万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月18日  
② 平成20年6月28日

事業主が申立期間の賞与の届出を失念していたため、平成25年3月に訂正の届出を行ったと聞いている。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年分及び20年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は申立期間①は42万円、申立期間②は70万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、

社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（長野）厚生年金 事案 7798

### 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和22年11月26日、資格喪失日は23年\*月\*日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和22年11月26日から23年5月1日まで  
年金記録を確認したところ、A社B工場に昭和22年11月26日から23年5月1日までの期間勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。調査して記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和22年11月26日と記載されているものの、資格喪失日は記載されていない。

また、C社（平成24年10月1日にA社から商号変更）本社は、同社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得届により資格取得日が昭和22年11月26日と確認できるものの、資格喪失日は資料が無く不明と回答している。

しかしながら、申立人は、A社B工場と一緒に入社した同僚がいたと記憶しており、当該同僚は申立人より早く辞めたと供述しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚の資格喪失日は、昭和23年3月30日（資格取得日が昭和22年11月26日）と記載されていることが確認できる。

また、申立人は、退職した時期について、申立人の兄が危篤との電報に



より実家に帰り、申立人の当該兄が死亡した以降、A社B工場には戻っていないと申し立てており、原戸籍には「昭和貳拾参年\*月\*日午後零時参拾分本籍で死亡」と記載されていることが確認できることから、申立人の退職日は、当該兄の死亡日の前日である昭和23年\*月\*日とすることが妥当である。

なお、日本年金機構は、申立人のA社B工場に係る資格喪失日を特定できる資料は無い旨回答しており、社会保険事務所（当時）における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が適切であったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年11月26日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、厚生年金保険被保険者の資格喪失日については、23年\*月\*日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、600円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和23年\*月\*日から同年5月1日までの期間については、申立人がA社B工場に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5212

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年12月

私が、昭和55年6月26日に国民年金保険料を納付するためにA市役所（現在は、B市A区役所）に行ったところ、同市職員から43年7月から同年10月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の7か月分の国民年金保険料の未納を指摘され、今なら特例納付によって納付できると言われ、その場で納付書を作成してもらい未納分全額を納付した。平成13年になってC社会保険事務所（当時）から、国民年金保険料を1か月分納め過ぎているとの還付のはがきが届き、4,000円振り込まれたが、その時には還付の理由が分からなかった。年金受給の時になって、53年12月の国民年金保険料が未納となっていることを知った。55年6月に7か月分の保険料を納付した時には、市役所の担当者が作成した納付書には誤りが無いと信じて納付したが、その時納付した43年10月の保険料1か月分が過払いで還付されているのに、53年12月の保険料1か月分が未納となっているのは、市役所で43年10月の納付書を作成し53年12月の納付書を作成しなかった誤りが原因である。当時納付した保険料の領収書が見つかったので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和55年6月26日にA市役所で43年7月から同年10月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料の未納を指摘され、今なら特例納付によって納付できると言われ、その場で納付書を作成してもらい未納分全額を納付したが、43年10月の保険料が過払いで還付されているのに、53年12月の保険料が未納となっているのは、市役所で作成した納付書の誤りが原因である。」旨を申し立てている。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録欄の被保険者となった日には、「昭和 54 年 1 月 1 日」と記載されており、A 市の申立人の国民年金被保険者名簿の資格取得日と一致していることから、申立人が未納分の保険料を納付した 55 年 6 月の時点では、申立人は 54 年 1 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得したこととなっており、53 年 12 月は国民年金の未加入期間であることから、当時の同市役所において、申立期間の納付書を発行することはできなかったと考えられる。

また、オンライン記録によると、平成 12 年 9 月 27 日付けで、申立人の基礎年金番号に厚生年金保険の記録統合が行われ、申立人の厚生年金保険の資格喪失日に併せて、それまで昭和 54 年 1 月 1 日であった申立人の国民年金の資格取得日が 53 年 12 月 30 日に訂正され、その結果として申立期間である同年 12 月は未納とされていることが確認でき、当該記録統合時点では、時効により、申立期間の保険料を納付することはできず、また、43 年 10 月の保険料を還付しないで申立期間の保険料に充当することもできなかったと考えられる。

さらに、申立人から当時納付した申立期間前後の領収証書が提出されたが、申立期間の領収証書は無く、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（埼玉）国民年金 事案 5213

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 9 月に結婚して A 市に引っ越してきた時に、国民年金の加入手続きを行い、それ以降、国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきたので、義父が市役所の B 出張所へ家族 4 人分の納付書を持って出向き、国民年金保険料をまとめて納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年 9 月に結婚して A 市に引っ越してきた時に、国民年金の加入手続きを行い、それ以降、国民年金保険料の納付書が自宅に送付されてきたので、義父が市役所の B 出張所で家族 4 人分の国民年金保険料をまとめて納付していた。」と申述しているが、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその義父は高齢のため保険料納付に関する記憶が明確でなく、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 61 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間のうち 55 年 9 月から 59 年 3 月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間のうち同年 4 月から 61 年 3 月までは過年度納付が可能な期間ではあるが、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の義父が申立人の保険料と一緒に納付していたとする家族 3 人（申立人の義父、義母及び夫）には、過年度納付を行った形跡が見当たらない上、A 市は、「市役所の出張所では国民年金保険料の現年度分の納付のみ受け付けており、過年度分の納付はできなかつ

た。」と回答している。

さらに、申立期間は 67 か月と長期間であり、A市においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りがあったとは考え難い上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 7770

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月30日から29年1月15日まで  
A社に昭和28年3月30日から勤務していたのに、厚生労働省の記録によれば、同社の資格取得日が29年1月15日になっている。  
納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している昭和28年分源泉徴収票及び申立人と同様にA社のB営業所に勤務していたとしている同僚の供述から、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に係る適用事業所名簿によれば、同社は、昭和28年4月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち同年3月30日から同年4月9日までについては、適用事業所ではなかった期間であることが確認できる。

また、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、申立期間の給与支払金額から算出した厚生年金保険料を含む社会保険料の試算額と比較すると著しく低額であることが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 7771

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から同年 10 月まで

A社に昭和 41 年 5 月から同年 10 月まで勤務していたのに、厚生労働省の記録によれば、同社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の回答により、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主には連絡を取ることができず、同事業所は既に解散しており、清算人も申立人に係る資料等を保管していないと回答しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない上、申立人の申立期間に係る雇用保険の記録も見当たらない。

また、申立人の申立期間に係るA社の事業所別被保険者名簿によれば、申立人の氏名は見当たらず、整理番号は連番となっており、欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 7772

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月から同年 12 月まで

A事業所に申立期間も勤務していたのに、厚生労働省の記録によれば、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

昭和 31 年や 32 年も同じように勤務しており、そのときの厚生年金保険の被保険者記録はあるのに、33 年の時だけ記録が無いことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の回答により、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立人がA事業所の事業主であったとしている者には連絡を取ることができず、同事業所は既に解散しており、解散時の事業主は既に亡くなっている上、代表清算人も申立人に係る資料等を保管していないと回答しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立人が、申立期間も一緒に勤務し、かつ、自身と同じ雇用形態だったとしている同僚は、オンライン記録によれば、申立人と同様に当該期間のA事業所における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、申立人は、B講習所において2年間の研修を受けてからA事業所に就職しており、普通の季節労働者とは違った雇用形態であり、厚生年金保険に加入していたはずであるとしているところ、同事業所で社会保険手続を含む経理事務を担当していた者は、B講習所を卒業していても雇用形態は季節労働者と変わりなく、申立人は社会保険に加入させていない



季節労働者であり、昭和31年と32年に厚生年金保険の加入記録があること  
の理由については、資料が無いため分からないとしている。

加えて、申立人の申立期間に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保  
険者名簿によれば、申立人の氏名は見当たらず、整理番号は連番となっ  
ており欠番も無い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から  
控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立期間に  
おける厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確  
認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、  
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を  
事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7773

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 12 月 14 日まで  
私は、昭和 34 年 8 月から 39 年 2 月まで継続して A 社に勤務していたが、34 年 9 月 1 日から 35 年 12 月 14 日までの被保険者記録が途切れている。この間、給料が途切れたりすることはなかったので厚生年金保険料の控除は継続していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和 34 年 11 月まで A 社に勤務していた一人の同僚が、「自分が辞める頃までは申立人は同社に勤務していた。」と述べていることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間のうち、一部の期間について同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社の事業継承者は、「当該事業所は既に倒産しており、当時の従業員の厚生年金保険関係資料はその際廃棄したため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については不明である。」としている。

また、戸籍謄本により、申立人が昭和 34 年 6 月に婚姻していることが確認できるところ、申立人の当時の夫が同年 8 月に新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得した事業所の事業所別被保険者名簿における当該夫の欄には、「扶養」の記録が確認できることから、申立人は申立期間に当該夫の被扶養者であったことが推認される。

さらに、社会保険事務所（当時）が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が健康保険番号\*番で昭和 34 年 8

月 17 日に被保険者資格を取得し、当該資格を同年 9 月 1 日に喪失した後、35 年 12 月 14 日に健康保険番号\*番で当該資格を再取得している記録が認められるが、申立期間に被保険者資格を新規に取得した者の中に申立人の氏名は無く、健康保険証の番号にも欠番は無い上、記録訂正等の不自然な処理も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月26日から23年3月10日まで  
② 昭和41年7月5日から42年5月19日まで

申立期間①については、船舶所有者「A」の帆船「B」に乗船しており、保管している船員手帳にも当該船舶所有者に雇用されていた記載があるが、当該期間における船員保険被保険者記録が無い。

申立期間②については、C社における厚生年金保険被保険者期間に空白があるが、当該期間もC社に継続して勤務していた。

両申立期間について、調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳の記載から、申立人が当該期間に船舶所有者Aの帆船「B」に雇用されていたことが認められる。

しかしながら、申立人に係る船員保険被保険者台帳によると、申立人が最初に船舶所有者Aにおいて被保険者資格を取得したのは昭和24年3月1日であり、オンライン記録と一致しているほか、日本年金機構D事務センターは、船舶所有者Aが申立期間①に船員保険の適用船舶所有者であった記録は確認できないとしている。

また、船舶所有者は既に死亡しており、船員保険料の控除について確認することができないほか、当該船舶所有者に係る最も古い被保険者名簿に記載されている33人のうち、所在が判明した二人に照会をしたが、

回答を得ることができず、当時の保険料控除等について確認することができない。

さらに、船員保険は失業保険も包含しているため、申立人の船員手帳に失業保険の記録が確認できれば、その期間については船員保険に加入していたと推測できるが、船員手帳からは申立期間①に係る失業保険金の支給記録及び被保険者記録は確認できず、船員手帳のページ番号にも欠落は無い。

加えて、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、船員手帳の雇用契約期間は必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではないところ、申立期間①のほかにも申立人の船員手帳の雇用契約期間と被保険者期間が一致していない期間が存在することから、申立人の船員手帳の雇入日及び雇止日をもって、直ちに船員保険資格の取得及び喪失の根拠とすることはできない。

このほかに申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、商業法人登記簿及び同僚の供述により、申立人が当該期間に取締役としてC社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料は無く、当時のことは不明。」と回答しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚4人に照会したところ、全員から回答があったが、いずれも当該期間における社会保険の取扱いや保険料控除の有無については不明としている。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が同社で資格喪失した後、再度、同社で資格取得していることが確認でき、当該喪失日及び再取得日はオンライン記録と一致しているほか、当該喪失日から再取得日までの空白期間に資格取得した記録がある健康保険整理番号\*番から\*番までの当該被保険者原票に申立人の名前は無く、欠番も無い。

加えて、上記の申立人が一回目に資格喪失した際の被保険者原票において、資格喪失日は昭和41年7月5日、備考欄には「証返納 41.7.26」と記載されており、申立人が、同年7月26日に健康保険証を返

納したことがうかがえる。

また、上記のC社に係る被保険者原票によると、申立人と同様に同社における被保険者期間に空白がある者が申立人のほかに二人確認できる上、いずれも申立人と同様に当該被保険者原票に健康保険証を返納した記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（北海道）厚生年金 事案7788（埼玉厚生年金事案1722の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月18日から33年8月30日まで

平成6年に社会保険事務所（当時）に行ったところ、私が勤務していたA社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和33年11月18日に脱退手当金を受給したことになっていると聞いた。今回は新たに年金手帳を資料として提出するので、再度調査し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 支給額に計算上の誤りは無いこと、ii) 厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないことから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年10月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給していないことを示す資料として、平成6年10月28日付けで再交付された年金手帳を提出しているところ、同手帳には「脱退手当金支給済み」との押印が確認できる以外に脱退手当金に係る記載は見当たらない。

また、申立人の脱退手当金は昭和33年11月18日に支給決定されているが、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記され

ている。

このほか、申立内容等において年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 関東（埼玉）厚生年金 事案 7789

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に平成 20 年 3 月 31 日まで勤務していたが、国（厚生労働省）の記録には、同年 3 月の厚生年金保険料が未納となっていることが分かった。

会社が届出を誤って提出していたことが判明したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社が保管する申立人に係る資料及び同社の回答から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及びA社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しにより、申立人の資格喪失日は平成 20 年 3 月 31 日として届出されていたことが確認できるが、同社の事業主は、「本来は厚生年金保険の資格喪失日を平成 20 年 4 月 1 日として届出するところ、誤って同年 3 月 31 日で届出した。保険料は、月末退社の場合は 2 月分の保険料と 3 月分の保険料を控除しなければならないところ、最後の給与では 2 月分の保険料しか控除しておらず、3 月分の保険料は控除していない。」と回答している。

また、A社が保管する平成 20 年の給与台帳及び 20 年分給与所得の源泉徴収票の写しから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東（茨城）厚生年金 事案 7790

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月22日から31年2月21日まで

A社B工場に勤務していた時に病気で実家に戻って療養したが、会社に迷惑をかけてはいけないと思い退職した。脱退手当金が支給されたことになっているが、この時期は療養のため実家におり、後に夫になる人に、退職届を託して会社に提出してもらったが、それ以外に別の手続をした覚えが二人共ない。脱退手当金をもらっていないので、調査して記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄に支給記録が確認できるほか、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和31年6月28日に支給決定されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度適用（昭和36年4月）前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間以外に厚生年金保険への加入歴が無い申立人が、申立期間の事業所を退職後に脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 7792

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月2日から31年3月2日まで  
国の記録では、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、当時、約20人の社員がいたので、社会保険にも加入していたはずである。第三者委員会で調査の上、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人のA社に係る具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所別被保険者名簿により、A社は昭和32年6月1日に適用事業所に該当しており、申立人が記憶する事業主も同日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、昭和30年頃からA社に勤務していたとする同僚は、「私が入社した頃は、事業所は社会保険に加入していなかったが、昭和32年に私が加入手続をした。それまでは、給与から厚生年金保険料は控除されていない。」と供述している。

さらに、A社の当時の事業主は、住所が判明せず照会できないほか、同社は平成23年1月に破産手続が終結している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。